消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

令 和 ７ 年 ９ 月
消費者庁消費者政策課

１．趣旨及び概要

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第２条第５項第３号に規定する「消費者事故等」には、「消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって無効とされる契約の条項を含む契約」（消費者安全法施行令（平成 21 年政令第 220 号）第３条第４号ロ）を締結し、又は当該契約の締結について消費者を勧誘することが含まれる。

この内閣府令で定める「消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定」は、消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号）第３条各号に掲げられているところ、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第 43 号）第２条（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）により、同施行規則同条第 19 号において引用されている高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の条番号が変更となったため、同号中「第 60 条」を「第 61 条」に改正する。

２．施行期日

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行日（令和７年 10 月１日）

以上